

# 【誤りやすい事例 ③ - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算③）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。  
なお、私の父は祖父の死亡より前に死亡しており、私は父を代襲して相続人となっています。

**誤**

私は、祖父の一親等の血族ではないので、2割加算の対象となると考え、第4表を作成し、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入しました。

相続税の申告書(続)

第1表

フリガナ	コクセイ シンジロウ	氏名	国税 信二郎
⑨	240000	⑪	48000

第4表

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 太郎

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎	円	円	円	円
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	240,000	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①～⑥の金額がある場合には、 (①×②×③×0.2)となります。	48,000	円	円	円	円

正しい取扱いは、下記のとおりです。

**正**

孫は、祖父の一親等の血族には該当しませんが、あなたは父を代襲して相続人となっているので、2割加算の対象とはなりません。  
したがって、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しません。  
(注) この場合、第4表の作成は不要です。

## ○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。